

令和6年度えひめの食魅力発信イベント開催支援事業助成金募集要領

1 目的

えひめ愛フード推進機構では、県産食材のブランド価値を高め、本県の「食」のイメージを向上させるため、県外からの観光客をメインターゲットとして、本県ならではの食材の鮮度や豊富さを堪能できる独創的で話題性の高いイベント「えひめ愛ある食の市」を飲食店や関係団体等と連携して開催することとしております。

当イベントを一過性のものとせず、全国に誇れるイベントとして発展・継続させていくためには、地域自らが本県の「食」の魅力为全国に発信していく機運の醸成が重要であることから、民間団体等が企画・運営する「食」に関する自主企画イベントを募集し、継続的に開催していくために必要な初期投資等の経費に対し、予算の範囲内において助成を行います。

(参考) イベントのキャッチコピー及びロゴマーク



2 対象者

愛媛県内に活動拠点を置く住民グループやNPO、企業、団体等が対象となります。

※ただし、下記の①～⑤に該当する場合は対象外となります。

- ①県が構成員（オブザーバーを除く）となっている団体
- ②市町及び市町のみで構成される団体
- ③個人
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係のある者
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可を受けた者

3 助成対象事業

下記の①②に該当する事業が助成対象となります。

- ①イベントの開催期間は、令和7年2月の任意の期間とするが、開催日には、必ず土曜日を含めること。
- ②えひめ愛フード推進機構が開催する「えひめ愛ある食の市（令和7年2月の毎週土曜日に開催予定）」との相乗効果が期待でき、本県の「食」の魅力発信に資するものであること。また、ホームページやチラシなどの各種媒体によるイベントの広報の際には、必ず上記のロゴマーク（foodiscovery）を使用すること。

4 助成対象経費

助成の対象とする経費は、イベントを継続して実施するために直接必要な初期投資等の経費とします。なお、具体的には下記のような経費が想定されます。

※「◎」はイベントを継続して実施する上で特に必要となる経費の想定です。

①謝金・旅費（報償費・旅費）

- ◎住民グループ等のメンバーの研修に係る講師の招へい
- ◎特産品を使用したメニュー開発のための調理指導料
- 特定の資格や技能を必要とする場合の人材の招へい
- ×先進地視察や連絡調整などに係る移動に要する経費は対象外

②備品購入費

- ◎屋外でイベントを実施するための移動式コンテナハウス
 - ◎イベントを開催するための幟旗やイベント用テント
 - ×汎用性の高い次の物品については、原則として対象外
- | |
|---------------------|
| 自動車やオートバイなどの一般的な乗り物 |
| パソコンやFAXなどの一般的な事務用品 |
| エアコンやテレビなどの一般的な家電製品 |

③委託料

- ◎新たな名物料理などの商品開発
- Web広告やテレビコマーシャルなどのイベント周知業務
- チラシやチケットなどのデザイン制作
- ×グループメンバーで実施が可能なものについては、原則として対象外

④印刷製本費（需用費）

- イベント開催時のスタッフの育成のためのテキストの製作
- イベントを広報宣伝するためのチラシ、ポスターの製作
- ×ノベルティグッズ（会社名などが記載された試供品やポケットティッシュ等）は個人に対する給付となるため、対象外

⑤会場使用料（使用料及び賃借料）

- イベント会場及び会議室等に係る使用料
- テーブルやイス、冷蔵ショーケース等のリース料
- ×事務所等のオフィスや駐車場の借り上げ料は対象外

⑥その他の経費

- 上記に該当しない経費については、えひめ愛フード推進機構会長が事業の実施に特に必要と認める経費が対象となります。よって、個別具体的に対象可否について判断することとなります。

<留意点>

- ・申請に当たっては、実施する事業内容に係る経費が、本助成金の対象経費に該当するか十分に確認のうえ、申請を行ってください。助成対象外経費が含まれた状態で申請され、万が一、採択された場合についても、当該経費は、本助成金の交付対象となりません。
- ・申請できるのは、1者につき1件に限ります。
- ・同一事業で国及び県、市町等の他の補助金等を申請している場合、他の補助金等に申請している経費を助成対象経費に含めることはできません。
- ・消費税課税事業者については、消費税抜額が助成対象となります。

- ・領収書や委託契約書等により支払（契約）事実の証明ができない経費は助成対象経費となりません。

5 助成額

助成金の額は、1件当たり50万円を上限とします。

※ただし、当該助成金を算入することにより収入が支出を上回る場合には、収支が一致する額を交付額の上限とします。

6 助成対象期間

助成対象期間は、交付決定後から令和7年3月1日（土）です。

※助成対象期間内（交付決定から令和7年3月1日（土））に支払いが発生し、また、支払いが完了する経費が対象となります。助成対象期間より前に契約や実行したものに対する支払いを助成対象期間内に行ったとしても、助成対象となりません。

7 応募方法（提出書類・提出先）

- 提出書類
 - ・令和6年度えひめの食魅力発信イベント開催支援事業企画提案書
 - ・イベント内容を補足する資料※任意

- 提出先
 - ・えひめ愛フード推進機構事務局
(愛媛県農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課内)

住 所 : 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

担当者名 : 岩井、三戸

電 話 : 089-912-2567(直通)

F A X : 089-912-2561

電子メール : brand@pref.ehime.lg.jp

8 募集期間

令和6年7月1日（月）～8月30日（金）17時まで（必着）

※期限内に、メール、持参又は郵送により提出してください。

※電子メールによる提出の場合は、上記アドレスに期限内に送付してください。

なお、受信確認のため、メール送付後は必ず電話連絡を行ってください。

※今回募集分の審査・採択結果によっては、追加募集を行う場合もあります。

9 審査方法

応募のあった事業（イベント）については、えひめ愛フード推進機構が以下の基準に基づく審査を行い、採択の可否を決定します。

テーマ性	機構が開催するイベントの趣旨に合致し、相乗効果が期待できる。
将来性	県産食材を積極的に活用し、モデル的なイベントとして地域での広がりなど波及効果が期待できる。
実現性	イベントの具体性、開催までのプロセス及びスケジュールが実現可能である。
継続性	機構が開催するイベント終了後も自主運営が期待できる。
交流性	開催エリア以外からの来訪者なども参加できる。
集客性	集客力があり、開催エリアへの誘客が期待できる。

10 結果の通知

審査の結果については、すべての応募者に文書でお知らせします。

※交付決定になった場合でも条件を付したり、助成対象経費を減額したりする場合があります。

※採択審査の内容に関する問い合わせについては、応じかねますので、ご承知おきください。

11 留意事項

- ・応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- ・応募に係る一切の費用については、応募者自身の負担となります。
- ・採択者に関する情報やイベント内容等については、機構やイベント全体のホームページなどで公表させていただく場合があります。

12 関連規定

- ・令和6年度えひめの食魅力発信イベント開催支援事業実施要領
- ・令和6年度えひめの食魅力発信イベント開催支援事業助成金交付要綱